

クイーンズランド補習授業校規約

第1章 総則

- 第1条 本規約は、クイーンズランド補習授業校規約とする。
- 第2条 本規約は、「クイーンズランド補習授業校運営委員会規約」に基づき、クイーンズランド補習授業校（以下、「補習校」という。）の教育に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学級編成

- 第3条 補習校においては、児童に対する初等普通教育、生徒に対する中等普通教育を行うものとする。その他の学級編成については、クイーンズランド補習授業校運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が定めることができる。
- 第4条 前条の児童に対する初等普通教育の課程を小学部、生徒に対する中等普通教育の課程を中学部という。
- 第5条 補習校各部の修業年限は、小学部にあっては6年、中学部にあっては3年とする。
- 第6条 補習校の学校収容定員は、運営委員会が定める。
- 第7条 各学年の学級数と学級定員の基準は、運営委員会がこれを定める。
- 第8条 補習校の学級は、同学齢児童生徒で編成する。但し、校長が承認した場合は、これによらないことができる。
- 第9条 学級編成は、校長が定める。

第3章 教育課程

- 第10条 各学部の教育課程については、以下の通りとする。

- (1) 小学部の教育課程は、国語・算数によって編成し、日本国文部科学大臣が別に公示した小学校学習指導要領に準ずるものとする。但し、同要領に定めのない場合は、校長が別途これを定める。
- (2) 中学部の教育課程は、国語・数学によって編成し、日本国文部科学大臣が別に公示した中学校学習指導要領に準ずるものとする。但し、同要領に定めのない場合は、校長が別途これを定める。

- 第11条 各教科の授業時数等については、以下の通りとする。

- (1) 小学部の各学年における国語の授業時数は週80分、算数の授業時数は週80分とし、これらの年間授業時数は国語50時間、算数50時間を標準とする。

(2) 中学部の各学年における国語の授業時数は週 80 分、数学の授業時数は週 80 分とし、これらの年間授業時数は国語 50 時間、数学 50 時間を標準とする。

- 第12条 児童又は生徒が、心身の状況によって履修困難と認めた教科でも、その児童又は生徒の心身の状況に適合するように配慮しなければならない。
- 第13条 校長は、日本国政府から無償で給付された教科用図書を当補習校に在籍する児童及び生徒に無償で給付するものとする。但し、無償給付される児童及び生徒は、原則として在ブリスベン日本国総領事館に在留届が提出されなければならない。
- 第14条 校長は、教科用図書以外の図書及びその他の教材で有効かつ適切と認めたものについては、これを使用させることができる。
但し、前項の図書及びその他の教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。
- 第15条 校長は、第 14 条の規定する教科用図書以外の図書を使用させる場合は、あらかじめ運営委員会の承認を得なければならない。

第 4 章 学習の評価、課程の修了及び卒業

- 第16条 児童及び生徒の学習評価については、小学校・中学校の各学習指導要領に示されている各教科の目標を基準として、校長がこれを定める。
- 第17条 小学部、中学部の各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、担任が児童又は生徒の成績を評価し、校長が判断し、これを認める。
- 第18条 校長は、小学部、中学部の全課程を修了したと認められた児童及び生徒には卒業証書を授与する。

第 5 章 学年と学期及び休業日

- 第19条 学年は、4月始業式・入学式に始まり、翌年3月卒業式・修了式に終わる。
- 第20条 学期は、クイーンズランド州の就学期間に合わせ、次に掲げる通りとする。
- (1) 第1学期は、4月の始業式から6月の終業式まで。
 - (2) 第2学期は、7月の始業式から9月の終業式まで。
 - (3) 第3学期は、10月の始業式から12月の終業式まで。
 - (4) 第4学期は、1月の始業式から3月の修了式まで。
- 第21条 各学年の授業開始の時刻は、別に校長がこれを定める。
- 第22条 年間の登校日数は、40日を基準とする。但し、年間の登校日数の変更については、運営委員会の承認を得なければならない。
- 第23条 授業を行わない日等（以下、「休業日」という。）は、次に掲げる通りとする。

(1) オーストラリア国民の祝日のうち、校長が定める日

(2) イースターホリデー

(3) 冬休み

(4) 春休み

(5) 夏休み

但し、校長は、前項に掲げる休業日等について、同項の規定によりがたい事情があるときには、これを変更することができる。

第24条 非常災害その他の急迫した事情があるときは、校長は臨時に授業の中止又は休業を決定することができる。

第25条 臨時に授業の中止又は休業を決定した場合は、校長はその旨を運営委員会に報告する。

第 6 章 教職員

第26条 教職員とは、補習校に勤務する校長、教員及び事務職員をいう。

第27条 補習校に、校長、教員並びに原則として事務職員を置く。

日本国政府によって任免される在外教育施設派遣教員（以下、「派遣教員」という。）がある場合には、派遣教員を校長として運営委員会が任命をする。2名以上派遣教員がある場合には、運営委員会で協議する。

(1) 校長は、教育活動の全般を総括し、教員を指導する。

(2) 教員は、児童及び生徒の教育活動に当たる。

(3) 事務職員は、運営委員会で定められた事務を行うとともに、校長の指示により事務を行う。

第28条 教員の採用については、校長或いは校長が指名した者がその任に当たり、運営委員会が承認するものとする。又、採用についての細則は別に定める。

第 29 条 事務職員は、運営委員会が任命する。

第 30 条 原則として、各学年に担任として教員を 1 名以上置く。担任人事は校長がこれを定める。

第 31 条 校長は、校務処理上必要と認める事項について協議する職員会議を置くものとする。

第 32 条 職員会議は、教職員をもって組織し、校長がこれを招集する。

第 33 条 教職員（派遣教員を除く。）の服務待遇及び採用に関する事項については、別途定める「クイーンズランド補習授業校教職員服務規則」によるものとする。

第 7 章 管理

第1節 財産管理

第 34 条 校長は、補習校の設備管理を総括し、その整備に努め、かつその現有状況を明らかにし

なければならない。

第35条 校長は、補習校の設備が亡失又は毀損したときは、速やかに運営委員会に報告し、その指示を受けなければならぬ。

第36条 校長は、補習校の安全管理の計画を作成しなければならない。教員は校長の定めるところにより、補習校の安全管理の任務を分担するものとする。

第37条 校長は、運営委員会の承認を得て、補習校の設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

第2節 運営管理

第38条 校長は、運動会や校外学習などの校外における教育活動の実施にあたっては、その計画をあらかじめ運営委員会に報告しなくてはならない。

第39条 校長は、通学時または教育課程の実施にあたり事故が発生した時は、速やかに応急処置をとるとともに、運営委員会に報告しなければならない。

第3節 事務処理

第40条 校長は、補習校に就学する児童および生徒の指導要録（以下、「学習記録簿」）を作成しなければならない。また、教員は校長の監督指導により前項の学習記録簿を作成するものとする。

第41条 校長は、補習校に就学する児童及び生徒の出席簿を作成しなければならない。また、教員は校長の監督指導により前項の出席簿を作成するものとする。

第42条 補習校に備える諸表簿等は、次の各号に掲げる通りとし、校長がこれを管理する。

（1）永久保存

- ・学校沿革誌・・・・・・・・・・・・学校要覧に記載
- ・補習授業校規約・・・・・・・・・・・・学校要覧に記載
- ・備品台帳・・・・・・・・・・・・運営委員会管理
- ・古い写真やアルバム・・・・・・・・各事務所に保管

（2）7年保存

- ・運営委員会記録・・・・・・・・・・・・校長引継ぎ文書
- ・職員会議記録・・・・・・・・・・・・事務所管理
- ・保護者会記録・・・・・・・・・・・・事務所管理
- ・入学願書・継続申込書・・・・・・・・事務所管理（BNE は倉庫）
- ・指導要録・・・・・・・・・・・・事務所管理（BNE は倉庫）
- ・会計記録・・・・・・・・・・・・事務所管理（BNE は倉庫）
- ・教職員出勤簿・・・・・・・・・・・・事務所管理（BNE は倉庫）
- ・政府関係文書・・・・・・・・・・・・校長引継ぎ文書
- ・年間指導計画（年間行事予定表）・・校長引継ぎ文書

(3) 1年保存

・児童生徒出席簿・・・・・・・・・・・事務所管理

第4節 教職員管理

第43条 教職員の授業日における休暇（以下、「休暇」）は、校長がこれを承認する。但し、校長が休暇を取るときは、運営委員長に届け出、承認を得なければならない。

第44条 校長が休業日を利用して区域を離れるときには、運営委員長に届けるものとする。

第45条 校長が出張するときは、あらかじめ運営委員会に届け出るものとする。

第46条 教職員が、転任・休暇・退職等を命じられたときは、速やかに担当の事務及び保管文書、物品等を後任者又は校長の指定した者に引き継がなければならない。

第8章 入学、退学、転学及び休学

第47条 補習校に就学及び入学を希望する児童及び生徒の保護者は、以下各号の充足を条件に、以下の項に従って子女を就学させることができる。

- (1) 保護者はゴールドコースト日本人会、brisbane日本クラブの会員であることを条件とする。
- (2) 保護者は子女の入学と同時に補習校が定める各規約を守り、補習校が実施する各種行事に協力する。
- (3) 日本国籍を有する子女については、原則として本条各号、各項に従い就学させるものとする。但し、日本国籍を有しない子女については、その子の国籍の如何を問わず、保護者と協議の上、該当学年に就学させることができる。
 - ① 保護者は、その年度の4月2日現在、満6歳に達している子女を小学部に就学させることができる。
 - ② 保護者は、その年度の4月2日現在、満12歳に達している子女を中学部に就学させることができる。

第48条 補習校に就学及び入学を希望する児童及び生徒の保護者は、本校所定の下記申込書類に必要事項を記入し、校長に提出しなければならない。

- ① 入学願書・継続申込書
- ② 免責証書（和文、英文）

尚、日本から「指導要録の写し」を持ってきた場合には、校長に提出しなければならない。

第49条 校長は、第52条を審査の上、第47条に定める就学及び入学資格を有すると認めた場合には、入学を許可するものとする。尚、入学を許可された児童及び生徒は、補習校が定める各規約を守らなければならない。

第50条 他の学校に転学する児童又は生徒があり、且つ保護者からの依頼がある場合には、校長

は当該児童又は生徒の在学証明書とその他必要書類を転学先の校長に送付するものとする。

第51条 児童又は生徒が、休学又は退学をする場合には、保護者は校長へその旨を速やかに書面あるいはEメールにて申し出るものとする。

第52条 校長は、専門医の指導により、伝染病にかかり、もしくはその恐れがある児童又は生徒の保護者に対し、該当児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

第53条 児童、生徒及び保護者は、健全な運営と授業の円滑な進行に協力するものとする。

補習校又は補習校事務所内で児童、生徒又は保護者による暴言・暴力行為・その他補習校で定められた各規約に反する行為、また、授業の円滑な進行を妨害する行為があつた場合は、校長はその不法行為の重大性や反復度を考慮し、自己の判断により、次の処分を行うことができる。

- (1) 叱責、訓戒による口頭注意
- (2) 始末書、誓約書の提出
- (3) 授業への保護者同伴出席の強制
- (4) 停学
- (5) 退学

但し、(1)の措置については、校長以外の教員の判断により行うことができるものとし、(5)の処分を行うに当たっては、校長の判断に加えて、運営委員会の了承を得るものとする。また、上記の処分を行うに当たっては、児童及び生徒への教育上必要な配慮を払うものとする。

第9章 入学金および授業料等の徴収

第54条 入学金及び授業料の額については、運営委員会が別に定める。

第55条 保護者は、入学を許可された後、入学金及び授業料等について運営委員会が定めた額を納めなければならない。但し、入学金の納入については、継続して在籍している場合は、児童又は生徒一人につき一回限りとする。学期が開始された後も入学金及び授業料の納入がない場合、運営委員会は二週間の期限を定めて督促通知を行い、それでも期限までに納入がない場合には、当該児童又は生徒の登校を授業料の納入があるまで停止することができる。

第56条 授業料の納入は、一括納入と分割納入の二方法から選択することができる。

第57条 児童又は生徒が、当該学期に一回でも出席した場合は、当該学期分の授業料を納めなければならない。

第58条 児童又は生徒が一時帰国した場合でも、補習校に在籍する限り、授業料を納めなければならない。

第59条 児童又は生徒の休学中は、補習校に在籍する限り、その在籍期限中の授業料は納めなけ

ればならない。

第 60 条 児童又は生徒が一時帰国し、当該児童又は生徒が補習校に再入学手続きをする際は第 55 条に関わらず、入学金の納入は免除される。

第 10 章 附則

第 61 条 この規約は、1994 年 5 月 1 日から発効する。

この規約は、1997 年 10 月 1 日から改正する。

この規約は、2006 年 6 月 1 日から改正する。

この規約は、2009 年 4 月 1 日に第 53 条、第 55 条を改正し、発効する。

この規約は、2013 年 4 月 20 日に第 17 条を改正し、発効する。

この規約は、2015 年 9 月 5 日に新校名に改め、発行する。

この規約は、2015 年 9 月 5 日に第 42 条（2）を改正し、発行する。

この規約は、2016 年 5 月 5 日に改正し、第 60 条を設置し発行する。

第 62 条 この規約の改廃は、運営委員会の決議による。

クイーンズランド補習授業校保護者会規約

第1章 名称

第1条 本会の名称は、「クイーンズランド補習授業校保護者会」（以下、「保護者会」という。）とする。

第2章 目的

第2条 クイーンズランド補習授業校（以下、「補習校」という。）の教育活動と円滑な学校運営を積極的に支援する。

第3条 児童及び生徒の安全で意義ある学校生活を支えるために積極的に協力する。

第3章 構成

第4条 [会員] 補習校ブリスベン校においてはブリスベン日本クラブ会員、補習校ゴールドコースト校においてはゴールドコースト日本人会会員であり、各補習校に在籍する児童及び生徒の保護者で構成され、入学と同時に会員となり、児童又は生徒の退学によって退会とする。

第5条 [学年委員と役員会]

- (1) 原則として、各学年から連絡名簿の順番に1名の学年委員を選出し、定期総会で決定する。
- (2) 小学部・中学部の学年委員の中から互選により各1名を代表学年委員とする。
- (3) 保護者会役員会（以下、「役員会」という。）は、会長1名、副会長（兼会計）1名、代表学年委員2名より構成されることを基本とする。
- (4) 役員の人選は、事前の立候補を含めて前役員が推薦者を決め、定期総会に承認を求める。また、任期は、原則として1年間とする。

第6条 [本条、補習校ブリスベン校にのみ適用]

- (1) クイーンズランド補習校ブリスベン校運営委員会（以下、「ブリスベン校運営委員会」という。）は保護者会を代表し、それぞれの総会・役員会を招集、会議を主宰する。
- (2) 役員会のうち1名は、ブリスベン校運営委員会の運営委員となる。

第7条 [本条、補習校ゴールドコースト校にのみ適用]

- (1) 会長は保護者会を代表し、それぞれの総会・役員会を招集、会議を主宰する。
- (2) 会長は、クイーンズランド補習授業校ゴールドコースト校学校運営委員会（以下、「ゴールドコースト校運営委員会」という。）運営委員となる。

第4章 総会

第8条 [運営]

- (1) 定期総会は年1回とする。但し、役員会が必要と認めた時に随時開催することができる。
- (2) 会の成立に必要な定足数は全家族数の3分の1以上とする。ここでいう定足数とは委任状を提出した家族数、出席した家族数を合わせたものとする。
- (3) 決議は出席家族数の過半数の賛成によって決定する。

第9条 総会の主宰者は、決議事項を速やかに、運営委員会に報告する。

第5章 活動

第10条 本会員は具体的に次のことを行う。

- (1) 順番制による当番を編成し、次のような授業運営の補助活動を行う。
 - ① 鐘鳴らし ②図書整理・貸出補助 ③校内巡回・保全 ④救護
 - ⑤ 諸連絡・その他
- (2) 補習校行事への参加・協力
- (3) 各会員が属するbrisbane日本クラブ又はゴールドコースト日本人会の行う行事への参加・協力

第11条 役員会は、第10条に定める活動を統括し、活動内容は運営委員会で報告する。

第6章 予算

第12条 補習校brisbane校においてはbrisbane日本クラブ、補習校ゴールドコースト校においてはゴールドコースト日本人会、それぞれの承認を得て予算化され、保護者会の運営にあてる。

第7章 改廃

第12条 この規約の改廃は、運営委員会の決議による。

附則

- (1) この規約は、平成6年(1994年)12月17日総会にて承認、施行された。
- (2) 改定 平成10年(1998年)2月7日
- (3) 改定 平成28年(2016年)5月5日

【補足1】本保護者会規約は補習校全体の保護者会基本規約である。詳細は、この規約に基づき別

途作成された補習校ブリスベン校保護者会規約および補習校ゴールドコースト校保護者会規約を参照のこと。

【補足2】補習校は、授業料、日本政府補助金のほかに補習校ブリスベン校においてはブリスベン日本クラブ、補習校ゴールドコースト校においてはゴールドコースト日本人会に所属する法人会員や在豪企業からの賛助金を受け、各運営委員会によって運営されています。